

のは「第八十一条の二十四第一項（連結確定申告書の提出期限の延長の特例）」と、同条第五項中「第一項に」とあるのは「第八十一条の二十四第一項に」と、「に改め、「して」の下に「同項」を加え、「第八十一条の二十四第一項（連結確定申告書の提出期限の延長の特例）」を「同条第一項各号」に、「その」を「その」に、「期間」を「期間とし、同項各号の指定に係る月数の変更をしようとする旨の申請があつた場合にはその申請に係る変更後の月数の期間とする。」、同条第一項に改め、「同項に規定する申告書に係る事業年度の所得」とあるのは「その適用に係る各連結事業年度の連結所得」と、「当該事業年度」とあるのは「当該各連結事業年度」と、「を削り、同条第六項中「第七項まで」を「第五項までの規定は前項の申請について、同条第六項及び第七項」に、「前項」を「前項」に、「を適用する場合について」を「の適用を受ける連結親法人について、それぞれ」に、「同条第二項中「申告書」を「同条第二項中「同項に規定する申告書」に、「「申告書の提出期限の」を「第八十一条の二十四第一項（連結確定申告書の提出期限の延長の特例）」に規定する申告書の提出期限の」に、「同条第五項中「申告書」を「「理由」とあるのは「理由又は連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第八十一条の二十四第五項」と、同

条第五項中「第一項に規定する申告書」に改め、「二月以内」の下に「に同項」を加え、「申告書の提出期限まで」とを「第八十一条の二十四第一項に規定する申告書の提出期限までに同条第五項」と、「第一項の」とあるのは「同条第五項の」と、同条第六項中「同項に」とあるのは「第八十一条の二十四第一項に」と、「を同項」とあるのは「を同条第五項」とに改め、「内国法人は」、「連結親法人は」及び「（連結確定申告書の提出期限の延長の特例）」を削る。

第八十一条の二十九第一項中「連結確定申告書」を「連結中間申告書（第八十一条の二十第一項各号（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載したものに限る。）の提出があった場合又は連結確定申告書」に、「当該申告書に」を「これらの申告書に同条第四項第一号又は」に、「所得税額等の控除不足額」を「連結確定申告」に、「当該申告書を」を「これらの申告書を」に改め、同条第二項中「同条第三項中」を「同条第二項中」「前項の中間申告書又は確定申告書」とあるのは「第八十一条の二十九第一項（所得税額等の還付）の連結中間申告書又は連結確定申告書」と、「当該確定申告書」とあるのは「当該連結確定申告書」と、同条第三項中「中間申告書に係る事業年度」とあるのは「連結中間申告書に係る連結事業年度」と、「に」、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

第八十一条の三十一第一項中「第三項」を「第四項」に、「当該申告書」を「当該連結確定申告書」に、「この項に」を「この項及び第三項に」に、「（以下この項及び次項）を」（以下この条）に、「（この条）を」（第五項において準用するこの項の規定により当該還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするもの及びこの条）に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に、「当該申告書」を「連結確定申告書」に、「あるのは、」当該事実」を「あるのは「事実」に、「取消し」を「取消し等」に改め、「」に」との下に「、「請求することができ。」とあるのは「請求することができ。ただし、還付所得連結事業年度から欠損連結事業年度までの各連結事業年度までの各連結事業年度について連続して連結確定申告書を提出している場合に限り、」と」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定は、同項の連結親法人が還付所得連結事業年度から欠損連結事業年度の前連結事業年度までの各連結事業年度について連続して連結確定申告書を提出している場合であつて、欠損連結事業年度の連結確定申告書（期限後申告書を除く。）をその提出期限までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、欠損連結事業年度の連結確定申告書をその提出期限後に提

出した場合を含む。）に限り、適用する。

第八十一条の三十一に次の二項を加える。

- 5 第一項から第三項までの規定は、災害（震災、風水害、火災その他政令で定める災害をいう。以下この項において同じ。）により、連結親法人の当該災害のあつた日から同日以後一年を経過する日までの間に終了する各連結事業年度又は当該災害のあつた日から同日以後六月を経過する日までの間に終了する中間期間（第八十一条の二十第一項（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）に規定する期間に係る同項各号に掲げる事項を記載した連結中間申告書（以下この項において「仮決算の連結中間申告書」という。）を提出する場合における当該期間をいう。以下この項において同じ。）において生じた災害損失欠損金額（連結事業年度又は中間期間において生じた第八十一条の二十二第一項第一号（連結確定申告）又は第八十一条の二十第一項第一号に掲げる連結欠損金額のうち、各連結法人の災害により棚卸資産、固定資産又は政令で定める繰延資産について生じた損失の額で政令で定めるものの合計額（仮決算の連結中間申告書の提出により既に還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額）に達するまでの金額をいう。）がある場合について準用する。

この場合において、第一項中「当該連結確定申告書」とあるのは「当該各連結事業年度に係る連結確定申告書又は当該中間期間（第五項に規定する中間期間をいう。以下この項及び第三項において同じ。）に係る仮決算の連結中間申告書（第五項に規定する仮決算の連結中間申告書をいう。第三項において同じ。）」と、「連結欠損金額に係る連結事業年度」とあるのは「災害損失欠損金額（第五項に規定する災害損失欠損金額をいう。以下この項及び第三項において同じ。）に係る連結事業年度又は中間期間」と、「前一年」とあるのは「前二年」と、「連結欠損金額（第五項において準用するこの項の規定により当該還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするもの及び」とあるのは「災害損失欠損金額（と、第三項中「（期限後申告書を除く。）をその提出期限までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、欠損連結事業年度の連結確定申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。）」とあるのは「を提出した場合（中間期間において生じた災害損失欠損金額について同項の規定の適用を受ける場合には、当該中間期間に係る仮決算の連結中間申告書を提出した場合）」と読み替えるものとする。

6 第八十条第六項から第八項まで（欠損金の繰戻しによる還付）の規定は、連結親法人が第一項（前二

項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第八項中「第一項の確定申告書（期限後申告書を除く。）又は仮決算の中間申告書」とあるのは、「第八十一条の三十一第一項（連結欠損金の繰戻しによる還付）の連結確定申告書（期限後申告書を除く。）又は同条第五項に規定する仮決算の連結中間申告書」と読み替えるものとする。

第八十八条の次に次の一条を加える。

（退職年金等積立金に係る中間申告書の提出を要しない場合）

第八十八条の二 国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定による申告に関する期限の延長により、内国法人の前条の規定による申告書の提出期限と当該申告書に係る事業年度の次条の規定による申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、前条の規定にかかわらず、当該事業年度につき同条の規定による申告書を提出することを要しない。

第八十九条中「行なう」を「行う」に改め、同条第三号中「前条」を「第八十八条（退職年金等積立金に係る中間申告）」に改める。

第二百二十五条中「提出すべき法人」の下に「（当該法人以外の法人で当該事業年度について第七十二条

第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載した中間申告書を提出できるものを含む。」を加え、「同条第二項第五号」を「第二百二十二条第二項第五号」に改める。

第三百二十二条の二中「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に、「株式交換」を「株式交換等」に改める。

第三百三十三条の見出しを「（更正等による所得税額等の還付）」に改め、同条第一項中「確定申告書又は」を「中間申告書（第七十二条第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載したものに限る。）若しくは確定申告書又は連結中間申告書（第八十一条の二十第一項各号（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載したものに限る。）若しくは」に改め、「により」の下に「第七十二条第四項第一号若しくは」を加え、「所得税額等の控除不足額」又は「を」確定申告）又は第八十一条の二十第四項第一号若しくは」に、「連結確定申告書に係る所得税額等の控除不足額」を「連結確定申告」に改め、同条第三項中「を同項の」の下に「中間申告書に係る事業年度若しくは同項の」を、「又は同項の」の下に「連結中間申告書に係る連結事業年度若しくは同項の」を加える。

第四百四十二条第二項中「（受贈益の益金不算入）、第二十六条（還付金等の益金不算入）」を「から第二十七条まで（受贈益等）」に、「第六十一条の二第十六項」を「第六十一条の二第十七項」に改める。

第四百四十二条の二第一項第三号中「確定申告に係る」を削り、同項第四号中「同条第一項第一号」の下に「（同条第十一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、「同号」を「第四百四十四条の十三第一項第一号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入）

第四百四十二条の二の二 恒久的施設を有する外国法人が第四百四十四条の十三第十一項（欠損金の繰戻しによる還付）に規定する中間期間において生じた同項に規定する災害損失欠損金額（以下この条において「災害損失欠損金額」という。）について第四百四十四条の十三の規定の適用を受けた場合には、同項に規定する仮決算の中間申告書の提出により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた災害損失欠損金額に相当する金額は、当該中間期間の属する事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第四百四十二条の六中「確定申告に係る」を削る。

第四百四十二条の十中「より第四百四十二条」の下に「から第四百四十二条の二の二まで」を加え、「及び第四百四十二条の二（還付金等の益金不算入）」を削る。

第四百四十四条中「内国法人に係る」及び「非居住者又は外国法人の所得に係る」を削り、「国内源泉所得」の下に「と、同条第三項中「第七十二条第一項各号」とあるのは「第四百四十四条の四第一項各号又は第二項各号」と、「第七十八条第一項」とあるのは「第四百四十四条の十一第一項」と、「第三百三十三条第一項（」とあるのは「第四百四十七条の三第一項（」を加える。

第四百四十四条の二第十項中「「第一項」を「「第一項の規定は」に、「控除」を「控除」の規定は」に、「同項」を「第一項」に改める。

第四百四十四条の三第一項中「次条第一項」を「第四百四十四条の四第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）」に改め、同条第二項中「次条第二項」を「第四百四十四条の四第二項」に改め、同条第三項及び第四項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「それぞれ」を削り、同条に次の一項を加える。

5 第一項第一号又は第二項第一号に規定する前事業年度の第四百四十四条の六第一項又は第二項の規定に

よる申告書の提出期限が第四百四十四条の八（確定申告書の提出期限の延長の特例）において準用する第七十五条の二第一項（確定申告書の提出期限の延長の特例）の規定により四月間延長されている場合で、かつ、当該申告書の提出期限につき国税通則法第十条第二項（期間の計算及び期限の特例）の規定の適用がある場合において、同項の規定の適用がないものとした場合における当該申告書の提出期限の翌日から同項の規定により当該申告書の提出期限とみなされる日までの間に確定申告書に記載すべき第四百四十四条の六第一項第七号又は第二項第二号に掲げる金額が確定したときは、第一項又は第二項に規定する事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに当該金額が確定したものとみなして、前各項の規定を適用する。

第四百四十四条の三の次に次の一条を加える。

（中間申告書の提出を要しない場合）

第四百四十四条の三の二 国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定による申告に関する期限の延長により、外国法人である普通法人の中間申告書の提出期限と当該中間申告書に係る事業年度の第四百四十四条の六第一項又は第二項（確定申告）の規定による申告書の提出期限とが同一の日となる場合

は、前条第一項本文又は第二項本文の規定にかかわらず、当該中間申告書を提出することを要しない。

第四百四十四条の四第一項中「前条第一項各号」を「第四百四十四条の三第一項各号（中間申告）」に改め、同項ただし書中「同項ただし書」の下に「若しくは前条」を、「要しない場合」の下に「（当該期間において生じた第五項第一号又は第二号に規定する災害損失金額がある場合を除く。）」を加え、「同条」を「第四百四十四条の三」に、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に改め、同項第三号中「計算」の下に「（第四百四十四条（外国法人に係る所得税額の控除）（第六十八条第三項（所得税額の控除）の規定を準用する部分に限る。）を除く。）」を加え、同項第四号中「前節」の下に「（第四百四十四条（第六十八条第三項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）」を加え、同項第五号中「（外国法人に係る所得税額の控除）」を削り、「（所得税額の控除）」を「（第三項を除く。）」に改め、同項第六号中「第六十八条」の下に「（第三項を除く。）」を加え、同条第二項中「前条第二項各号」を「第四百四十四条の三第二項各号」に改め、同項ただし書中「同項ただし書」の下に「若しくは前条」を、「要しない場合」の下に「（当該期間において生じた第六項第一号に規定する災害損失金額がある場合を除く。）」を加え、「同条」を「第四百四十四条の三」に、「同項第一号」を「同条第二項第一号」に改め、同項第二号

中「前節」の下に「(第百四十四条(第六十八条第三項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)」を加え、同条第四項第一号中「第六十八条第三項」を「第六十八条第四項」に改め、同項第二号中「課税標準の」を「課税標準及びその」に改め、「の要件」を削り、同条第五項中「前二項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 災害（震災、風水害、火災その他政令で定める災害をいう。以下この項及び次項において同じ。）により、恒久的施設を有する外国法人の当該災害のあつた日から同日以後六月を経過する日までの間に終了する第一項に規定する期間において生じた災害損失金額（当該災害により棚卸資産、固定資産又は政令で定める繰延資産について生じた損失の額で政令で定めるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）がある場合における第一項に規定する中間申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

一 当該期間を一事業年度とみなして第百四十四条の二第一項に規定する外国法人税の額で同条の規定により控除されるべき金額及び第百四十四条において準用する第六十八条第一項に規定する所得税の額で第百四十四条において準用する同項の規定により控除されるべき金額をこれらの順に控除するも

のとしてこれらの規定を適用するものとした場合に同条において準用する同項の規定による控除をされるべき金額で第一項第三号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつた金額（同項第四号に掲げる法人税の額がある場合には、当該法人税の額に相当する金額を超える部分の金額に限る。）があるときは、その控除しきれなかつた金額（当該金額が当該期間において生じた災害損失金額（第四百十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係るものに限る。）を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）

二 当該期間を一事業年度とみなして第四百十四条において準用する第六十八条第一項に規定する所得税の額で第四百十四条において準用する同項の規定を適用するものとした場合に控除をされるべき金額で第一項第四号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつた金額（同項第三号に掲げる法人税の額がある場合には、当該法人税の額に相当する金額を超える部分の金額に限る。）があるときは、その控除しきれなかつた金額（当該金額が当該期間において生じた災害損失金額（第四百十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得に係るものに限る。）を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）

三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

6 災害により、恒久的施設を有しない外国法人の当該災害のあつた日から同日以後六月を経過する日までの間に終了する第二項に規定する期間において生じた災害損失金額がある場合における同項に規定する中間申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

一 当該期間を一事業年度とみなして第四百四十四条において準用する第六十八条第一項に規定する所得税の額で第四百四十四条において準用する同項の規定を適用するものとした場合に控除をされるべき金額で第二項第二号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかったものがあるときは、その控除しきれなかった金額（当該金額が当該期間において生じた災害損失金額（第四百四十一条第二号に定める国内源泉所得に係るものに限る。）を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）

二 前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

第四百四十四条の七中「規定する理由」を「において準用する第七十五条の二第二項（確定申告書の提出期限の延長の特例）の規定の適用を受けることができる理由」に改める。

第四百四十四条の八中「会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決

算が確定しないため、」を「定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるものの定めにより、又は当該外国法人に特別の事情があることにより、当該事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から二月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合における」に、「をそれぞれ第四百四十四条の六第一項又は第二項に規定する提出期限までに提出することができない常況にあると認められる場合」を「の提出期限」に改める。

第四百四十四条の十一第一項中「確定申告書」を「中間申告書（第四百四十四条の四第一項各号又は第二項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載したものに限る。）の提出があった場合又は確定申告書」に、「当該申告書に」を「これらの申告書に同条第五項第一号若しくは第二号若しくは第六項第一号に掲げる金額又は」に、「若しくは」を「」、「」に、「又は」を「」若しくはは」に、「当該申告書を」を「これらの申告書を」に改め、同条第二項中「提出した」の下に「同項の中間申告書に係る事業年度又は同項の」を加える。

第四百四十四条の十三第一項中「当該申告書」を「当該確定申告書」に改め、同項第一号中「（この条）を」（第十一項において準用するこの項の規定により当該還付所得事業年度の同号イに掲げる国内源泉所

得に係る所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするもの及びこの条」に改め、同項第二号中「（この条）を」（第十一項において準用するこの項の規定により当該還付所得事業年度の同号口に掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするもの及びこの条」に改め、同条第二項中「当該申告書」を「当該確定申告書」に、「（この条）を」（第十一項において準用するこの項の規定により当該還付所得事業年度の同号に定める国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするもの及びこの条」に改め、同条第六項から第八項までの規定中「確定申告書をその」を「確定申告書（期限後申告書を除く。）をその」に、「当該申告書」を「当該欠損事業年度の青色申告書である確定申告書」に改め、同条第九項及び第十項中「当該申告書」を「当該確定申告書」に改め、同条第十二項中「第八十条第六項」を「第八十条第七項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「前二項」を「前三項」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 第一項から第八項までの規定は、災害（震災、風水害、火災その他政令で定める災害をいう。以下こ

の項において同じ。）により、外国法人の当該災害のあつた日から同日以後一年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は当該災害のあつた日から同日以後六月を経過する日までの間に終了する中間期間（第百四十四条の四第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に規定する期間に係る同項各号に掲げる事項又は同条第二項に規定する期間に係る同項各号に掲げる事項を記載した中間申告書（以下この項において「仮決算の中間申告書」という。）を提出する場合におけるこれらの期間をいう。以下この項において同じ。）において生じた災害損失欠損金額（事業年度又は中間期間において生じた第百四十四条の六第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号（確定申告）に掲げる欠損金額又は第百四十四条の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号に掲げる欠損金額のうち、災害により棚卸資産、固定資産又は政令で定める繰延資産について生じた損失の額で政令で定めるもの（仮決算の中間申告書の提出により既に還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額）に達するまでの金額をいう。）がある場合について準用する。この場合において、第一項中「当該確定申告書」とあるのは「当該各事業年度に係る確定申告書又は当該中間期間（第十一項に規定する中間期間をいう。以下第八項までにおいて同じ。）に係る仮決算の中間申告書

（第十一項に規定する仮決算の中間申告書をいう。以下第八項までにおいて同じ。）」と、同項第一号中「欠損金額に係る事業年度」とあるのは「災害損失欠損金額（第十一項に規定する災害損失欠損金額をいう。以下第八項までにおいて同じ。）に係る事業年度又は中間期間」と、「前一年」とあるのは、「前一年（当該欠損事業年度に係る確定申告書又は仮決算の中間申告書が青色申告書である場合には、前二年）」と、「欠損金額（第十一項において準用するこの項の規定により当該還付所得事業年度の同号口に掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするもの及び）」とあるのは「災害損失欠損金額（第十一項において準用するこの項の規定により当該還付所得事業年度の同号口に掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするもの及び）」とあるのは「災害損失欠損金額（と、第二項中「当該確定申告書」とあるのは「当該各事業年度に係る確定申告書又は当該中間期間に係る仮決算の中間申告書」と、「欠損金額に係る事業年度」とあるのは「災害損

失欠損金額に係る事業年度又は中間期間」と、「前一年」とあるのは「前一年（当該欠損事業年度に係る確定申告書又は仮決算の中間申告書が青色申告書である場合には、前二年）」と、「欠損金額（第十項において準用するこの項の規定により当該還付所得事業年度の同号に定める国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするもの及び」とあるのは「災害損失欠損金額（」と、第六項及び第七項中「連続して青色申告書である」とあるのは「連続して」と、「青色申告書である確定申告書（期限後申告書を除く。）をその提出期限までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該欠損事業年度の青色申告書である確定申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。）」とあるのは「確定申告書を提出した場合（中間期間において生じた災害損失欠損金額について第一項（同号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合には、当該中間期間に係る仮決算の中間申告書を提出した場合）」と、第八項中「連続して青色申告書である」とあるのは「連続して」と、「青色申告書である確定申告書（期限後申告書を除く。）をその提出期限までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該欠損事業年度の青色申告書である確定申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。）」とあるのは「確定申

告書を提出した場合（中間期間において生じた災害損失欠損金額について第二項の規定の適用を受ける場合には、当該中間期間に係る仮決算の中間申告書を提出した場合）と読み替えるものとする。

第四百四十六条の見出しを削り、同条第二項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「それぞれ」を削り、同項の表第二百二十三条第二号の項中「第二百二十三条第二号」の下に「（青色申告の承認申請の却下）」を加え、同項の次に次のように加える。

第二百二十五条（青色申告の承認があつたものとみなす場合）	第七十二条第一項各号	第四百四十四条の四第一項各号又は第二項各号
------------------------------	------------	-----------------------

第四百四十六条第二項の表第二百二十七条第一項第四号の項中「第二百二十七条第一項第四号」の下に「（青色申告の承認の取消し）」を加える。

第四百四十七条の三の見出し中「確定申告に係る」を削り、同条第一項中「提出した」の下に「中間申告書（第四百四十四条の四第一項各号又は第二項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載したものに限る。）又は」を、「により」の下に「第四百四十四条の四第五項第一号若しくは